

今尾地区社会福祉協議会 会則

〔名 称〕

第 1 条 この会は、今尾地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）と称する。

〔目 的〕

第 2 条 本会は、今尾地区の地域住民が主体的に福祉活動に参加することにより、誰もが
住みよい福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

〔事務所〕

第 3 条 本会の事務所は、岐阜県海津市平田町仏師川483番地 の海津市社会福祉協議
会平田支所内に設置する。

〔事 業〕

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 今尾地区の福祉課題についての意見交換及び解決のための調査研究
- (2) 今尾地区に適応した地域福祉活動の計画実施
- (3) 今尾地区において関係団体が行う福祉活動への援助協力
- (4) 社会福祉に関する広報・啓発
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 市内全域を対象とした地域福祉事業への参画
- (7) その他、目的達成に必要な事業

〔会 員〕

第 5 条 本会の会員は、今尾地区に居住する住民と、今尾地区を拠点とする学校、企業及
び団体等で構成する。

〔役員及び評議員〕

第 6 条 本会に次の役員及び評議員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 運営委員 | 25名程度 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 庶務 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 評議員 | 80名程度 |

2 役員及び評議員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を組織し、会務の運営及び事業の遂行にあたる。
- (4) 会計は、会計事務を処理する。

- (5) 庶務は、本会の事務を処理する。
 - (6) 監事は、1回以上本会の業務及び会計につき監査する。
 - (7) 評議員は、評議員会を組織し、予算・決算等の重要事項を審議する。
- 3 役員及び評議員の選出方法は、次のとおりとする。
- (1) 会長、副会長、会計、庶務は、運営委員の互選とし、評議員会で承認を得る。
 - (2) 運営委員及び監事は、評議員のうちから選出する。
 - (3) 評議員は、別表に定める選出区分により、会員のうちから互選により選出する。

〔顧問〕

第 7 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、必要に応じ運営委員会の承認により会長が委嘱し、会の運営に協力する。

〔役員及び評議員の任期〕

第 8 条 役員及び評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による役員及び評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員及び評議員は、次期の役員及び評議員が選任されるまでの間は、任務を遂行するものとする。

〔会議〕

第 9 条 会議は、運営委員会及び評議員会とする。

2 運営委員会は、会長が招集し、議長を務める。

3 評議員会は、会長が招集し、議長は評議員の中から選出する。

4 会議は、定数の過半数の出席により成立し、出席者の半数以上の賛成によって決する。可否同数の場合は、議長が決する。

〔運営委員会〕

第 10 条 運営委員会は、役員をもって構成し、次の事項を審議執行する。

- (1) 評議員会に付議すべき事項
- (2) 評議員の選任に関する事項
- (3) 本会の事業運営に関する事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

〔評議員会〕

第 11 条 評議員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画並びに収支予算
- (2) 事業報告並びに収支決算
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他、会長が必要と認めた重要事項

〔部会及び委員会〕

第 12 条 第4条の事業を円滑に推進するため、本会に部会及び委員会を置くことができる。

〔会 計〕

第 13 条 本会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 海津市社会福祉協議会助成金
- (2) その他の補助金
- (3) 会費及び寄附金
- (4) その他の収入

2 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

〔報 告〕

第 14 条 会長は、毎年度の事業計画及び予算、事業報告及び決算等を、海津市社会福祉協議会会長に報告するものとする。

〔その他〕

第 15 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 設立初年度の役員及び評議員の任期については、第 8 条の規定に関わらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

〔別 表 : 会則第 6 条 3 項 (3) 関係〕

		役 職 名
評	①	自治会長又は自治会代表者
	②	民生委員・児童委員及び主任児童委員
	③	福祉推進委員
	④	各単位老人クラブ会長又は代表者
	⑤	地区内学校長(今尾小学校、平田中学校)
	⑥	地区内学校PTA会長
	⑦	消防団代表者
	⑧	青少年育成推進員
	⑨	交通安全協会今尾分会長又は代表者
	⑩	各クラブ代表者(青年クラブ代表者)
議	⑪	各サロン代表者
	⑫	各ボランティア代表者(赤十字奉仕団代表者)
	⑬	身障者福祉会代表者
	⑭	地区内保育園長(今尾認定こども園、西島保育園)
	⑮	地区子ども会代表者
	⑯	平田交番長
	⑰	地元企業代表者
	⑱	有識者(学識経験者)、自治会長・民生委員・福祉推進委員OB
	⑲	母子保健推進委員
	⑳	保護司、人権擁護委員
員		